入札説明書等配布一覧表

委託する業務の名称　　［　電磁環境両立性測定システム保守点検業務　］

ＮＯ.	名　　称	部数等
１	入札説明書 （添付様式） 一般競争入札参加資格確認申請書 一般競争入札仕様書等に関する質問書 入札書 委任状	１部
２	委託仕様書　※	１部
３	業務委託契約書（書式）※	１部

※　委託仕様書及び業務委託契約書（書式）については、インターネットでの交付は行いません。
　山形県工業技術センター総務課でのみ配布します。

山形県工業技術センター

入　札　説　明　書

電磁環境両立性測定システム保守点検業務の委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年３月県規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当部局等

〒９９０－２４７３　山形市松栄二丁目２番１号
山形県工業技術センター　総務課　電話番号　０２３（６４４）３２２２

２　入札参加者の資格

（１）　「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

（２）　公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

３　入札参加資格の審査等

（１）　本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。

（２）　提出書類

ア　入札参加者の資格に関する書類

（ア）　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第１号）

（イ）　委託仕様書に記載された業務の参考見積書

（ウ）過去２年以内に本件委託業務と同種の業務を履行した実績を有することを証する書類（写し可）

（３）　申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

（５）　申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

４　入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和８年１２月　８日（火）までに通知する。

５　仕様書に関する質問等

（１） 仕様書に関し質問がある場合は、令和８年１２月　７日（月）正午までに契約担当部局等に質問書（別紙様式第７号）により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期日まで契約担当部局等に到達しなければならない。

（２） (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、山形県工業技術センターにおいて閲覧に供する。

6　入札の辞退等

（１）入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する業務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

（２） 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7　入札

（１） 入札書の様式は、入札書（別紙様式第８号）による。

（２） 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送での提出も認める（書留郵便に限る。）ほか、指定アドレスへの電子メールでの提出も認める。（PDF 形式とすること。）

（３） 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「業務の名称」を記載すること。

（４） 入札者本人の場合は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第９号）を提出させること。

（５） 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。

（６） 入札価格には、業務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

8　開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

9　入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

（１）入札公告に示した入札参加資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

（２） 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

（３） 委任状を持参しない代理人のした入札

（４） 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得る

ため連合したと認められる入札

（５） 同一の事項につき２通以上の入札書を契約担当者に提出した入札

（６） 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札

（７） その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11 落札者の決定方法

（１） 規則第 120 条第１項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

（２） 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

（３） 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としない。

12 その他

（１） 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

（２） 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（３） 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

（４） 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

（５） 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

（６） 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。

（７） この契約は、地方自治法第２３４条の３の規定による委託契約とする。

（８） なお、契約書に記載する契約金額については、落札した入札書に記載された金額に基づき、委託業務の時期に適用される消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

（９） その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。